第 6 回　契約監視委員会－議事概要－

１．開催日時：平成 30 年 12 月 6 日（木）　13：30～15：55

２．開催場所：量研機構東京事務所第 1 会議室

３．出席者：

（委員会委員）青山委員、畑中委員、富岡委員（議題 2.(4)以降退席）、山口委員、西川委員

（事務局）本部　監査・コンプライアンス室　前田室長
総務部　竹田部長、総務部　契約管理課　米川課長
放射線医学総合研究所　管理部　経理・契約課　菅沼課長
高崎量子応用研究所　管理部　経理・契約課　小田内課長
関西光科学研究所　木津地区　管理部　経理・契約課　豊田課長
那珂核融合研究所　管理部　契約課　田村課長
六ケ所核融合研究所　管理部　契約課　中山課長　他

議題：

1. 配布資料の確認
2. 平成 30 年度上半期における事後点検について
   ⑴平成 30 年度上半期における随意契約の状況について
   ⑵平成 30 年度上半期における一者応札・応募の状況について
   ⑶平成 30 年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について
   ⑷平成 30 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について
3. その他

配布資料：

資料 1　第 5 回契約監視委員会　－議事概要－
資料 2　平成 30 年度量子科学技術研究開発機構上半期契約データ
資料 3　平成 30 年度上半期契約（競争性のない随意契約）の状況
参考資料　平成 30 年度上半期における随意契約に係る規程類（抜粋）
資料 4　平成 30 年度上半期契約（一者応札・応募）の状況
資料 5　平成 30 年度上半期のサンプリング事後点検について
資料 5-1　平成 30 年度上半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検
資料 5-2　平成 30 年度上半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料 6　　平成 30 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画の上半期実施状況

参考資料：

1　独立行政法人改革等に関する基本的な方針
2　独立行政法人の随意契約に係る事務について
3　独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）
4　「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について
5　独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて
6　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について
7　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会規程
8　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程
9　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計事務取扱細則
10　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則
11　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程に基づく会計担当責任者の指定及び事務の範囲を定める細則
12　平成 30 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
13　量子科学技術研究開発機構　契約監視委員会委員名簿
14　随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

議事概要：

1. 配布資料の確認

事務局から、議事次第に従い、配布資料の確認がなされた。

2. 平成 30 年度上半期における事後点検について

(1) 平成 30 年度上半期における随意契約の状況について

事務局から資料 2、資料 3 及び資料 3 の参考資料に基づき、平成 30 年度上半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(2)平成 30 年度上半期における一者応札・応募の状況について

事務局から資料 2 及び資料 4 に基づき、平成 30 年度上半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(3) 平成 30 年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

事務局から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、今回の委員による抽出結果の

説明があった。その後、各研究所の契約担当課から抽出された案件ごとの説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

① 競争性のない随意契約事後点検「全身用 X 線コンピュータ断層撮影装置（Light Speed RT）用 X 線管の更新」（本部及び放射線医学総合研究所）

・委員から、本契約の購入品である X 線管球が消耗品に該当するのか、また、常時在庫をストックしていないのかどうかの質問があり、放射線医学総合研究所から、当該購入品は X 線装置の一部の消耗品に該当する旨、また在庫ストックについては、現在機構内部で議論しており、今後使用状況、管球の寿命（10 万秒～20 万秒）を考慮し、在庫をストックすることも検討する旨の回答があった。

・委員から、緊急時に対応するため、メーカー側が常に在庫をストックしているのかどうかの質問があり、放射線医学総合研究所から、本管球のユーザーは放射線医学総合研究所だけではないと思われること、また、本購入品が患者に使用する等の用途も考慮し、業者側のリスクにより在庫をストックしていることも考えられる旨の回答があった。

・委員から、今回のように緊急随契ではなく、在庫をストックするための通常の購入契約にした場合の契約方法について確認があり、放射線医学総合研究所から、通常の購入の際も、購入品、購入先が限定されるため、競争性のない随意契約に該当する可能性がある旨の回答があった。

・委員から、管球が切れる前に購入し交換し、交換された使用済み管球を非常時のストックとする方法はできないのかどうかの質問があり、放射線医学総合研究所から、購入後のメーカー保証（半年間）の問題等もあり、難しい旨の回答があった。

・委員から、X 線管球を放射線医学総合研究所内に業者側の委託在庫として置くことができないのかどうかの質問があり、放射線医学総合研究所から、使用時間等を考慮し、購入により在庫をストックする方法が好ましい旨の回答があった。

・委員から、緊急随契で購入した場合と通常に購入した場合の購入価格の違いついて質問があり、本製品はカタログ製品であること、また、人件費に掛かる人工数は交換作業時間に限定されることから、例えば、大量に購入する場合等は除き、購入価格は変わらないのではないかとの回答があった。

②一者応札・応募事後点検「実験動物の飼育管理及び研究支援業務」（本部及び放射線医学総合研究所）

・委員から、本契約に採用してる総合評価落札方式の手法について確認があり、放射線医学総合研究所から、当該落札方式を採用する場合は、要求現場における技術審査により仕様に最低限必要な基礎点と要求仕様以上に優れているものに対し加点を採点してもらい技術点を示してもらうこと、また、予定価格、入

札価格等から計算する価格点を算出し、技術点と価格点の両方から評価する落札方式である旨の回答があった。

・委員から、契約書類に添付されている「入札書」の日付と「参考見積書」の日付が同一である理由について確認があり、放射線医学総合研究所から、本入札は開札に先立ち、入札書、技術提案資料、参考見積書を同日に提出してもらっていることから、書類の日付が同日となっている旨の回答があった。

・委員から、今後総合評価落札方式に採用しつつ、複数応札契約にするための方策について質問があり、放射線医学総合研究所から、対応可能と思われる者に声掛けする方法も手段のひとつと考えられるものの、契約課サイドで把握している業者は対応可能業者をすべて網羅しているとは考えにくいため、公平な方法として公告期間を長くとることで対応したい旨の回答があった。

・委員から、一者応札対策として、落札から作業開始までの作業準備期間を長くとるため、公告時期を前倒しにすることも手段のひとつと考えられるのではないかとの指摘があり、放射線医学総合研究所から、指摘のとおりであり、今後要求現場とコミュニケーションを取ることで、対応していきたい旨の回答があった。

・委員から、契約書に記載している「契約保証金免除」の考え方について確認があり、放射線医学総合研究所から、機構の規程上、有識者による入札は契約保証金を免除することができる旨、また、当該有識者は入札参加資格（当機構の場合は全省庁統一の入札参加資格を有していないと応札できない）を有していることから、一部の工事契約を除き、契約保証金を免除している旨の回答があった。

③　一者応札・応募事後点検「イオン照射研究施設放射線監視装置点検・校正作業」（高崎量子応用研究所）

・委員から、本契約が毎年度の継続の契約であるのかどうか、また、応札数、契約額の推移についての質問があり、高崎量子応用研究所から、本契約は毎年度契約している継続契約である旨、また応札者数は毎年１者であること、さらに契約額は前年度契約額以内で契約している旨の回答があった。

・委員から、本契約仕様に契約者以外に対応できる者について質問があり、高崎量子応用研究所から、平成 22 年度～平成 25 年度に現在の契約者以外の者へヒアリングを行った旨、またその結果、すべての者から断られた旨の回答があった。

・委員から、本契約の装置更新実績について質問があり、高崎量子応用研究所所から、平成２年度に更新後（㈱東芝）、平成 25 年度に同業者により一部更新を行った旨の回答があった。

・委員から、本契約の点検時期について質問があり、高崎量子応用研究所から、

年度を跨がないことを前提に、毎年度５月ごろ点検開始し、12 月ごろ終了するよう計画している旨回答があった。

・委員から、本契約を公募型随契等、随意契約への変更の検討状況についての質問があり、高崎量子応用研究所から、平成 21 年度の随意契約等見直し計画時、一般競争入札で行うよう指示を受けており、随意契約への変更は考えていない旨の回答があった。

・委員から、次回の更新予定について質問があり、高崎量子応用研究所から、現状、更新予定はない旨の回答があった。

④ 一者応札・応募事後点検「3GeV 蓄積リング開発用多極電磁石の製作」（関西光科学研究所）

・委員から、入札説明書を受領したにもかかわらず応札しなかった２者の辞退理由について質問があり、関西光科学研究所から、価格の問題、また製作する下請け業者が日本に存在しないため、納期に間に合わないことが大きな理由である旨の回答があった。

また、委員から、納期を延長すれば、複数社による応札が可能であったかどうかの確認があり、関西光科学研究所から、本事業は平成 30 年度内に終了しなければならない案件のため、納期を延長することは難しい旨の回答があった。

・委員から、契約書類の日付について、5 月 17 日入札書提出に対し、5 月 21 日付けの見積書が提出されていることについての質問があり、関西光科学研究所から、当該見積書は開札（5 月 21 日）後に提出される内訳書であるため、開札日付けとなっている旨の回答があった。

⑤一者応札・応募事後点検「平成 30 年度 液体ヘリウム売買単価契約：１式」（那珂核融合研究所）

・委員から、応札可能業者には大手も含めて存在するものの、地理的な条件で研究所近隣の会社が有利となるのではないかとの指摘があり、那珂核融合研究所から、ご指摘のとおり、契約者は研究所の前に所在の会社のため、運搬費等で有利であると思われる旨の回答があった。

・委員から、本契約のボトルネックとなっているのは輸送費ではなかとの確認があり、那珂核融合研究所から、運搬の過程で工場において加工する作業が発生することが想定されるため、近隣で加工する工場を有し、輸送費が掛からない者が有利ではないかとの回答があった。

・委員から、本契約の数年の応札状況についての質問があり、那珂核融合研究所から、平成 28 年度は１者応札、平成 29 年度は２者応札、平成 30 年度は１者応札であった旨の回答があった。

・委員から、同業他社で応札の可能性について確認があり、那珂核融合研究所から、仕様の中で発生する運搬業務において長距離輸送となるため、難しいので

はないかとの回答があった。

⑥一者応札・応募事後点検「IFMIF/EVEDA 原型加速器運転保守業務請負契約（下期）」（六ヶ所核融合研究所）

・委員から、本契約の一者応札の原因として、人員確保がボトルネックとなっているかどうかの質問があり、六ヶ所核融合研究所から、地元業者等からは仕様書で要求している 24 時間体制の対応を担保するための人員確保が難しいと聞いている旨回答があった。

・委員から、本契約の応札者に係る今後の見通しについて質問があり、六ヶ所核融合研究所から、現在の会社で実績ができているので難しいのでないかとの回答があった。

・委員から、契約会社は他の研究施設での運転業務にも携わっているのかどうかの質問があり、六ヶ所核融合研究所から、他の研究施設での運転業務の契約実績を有している旨の回答があった。

・委員から、契約相手先の人員確保方法（地域）について質問があり、六ヶ所核融合研究所から、他県から採用しているものの、半分は現地採用である旨の回答があった。

・委員から、入札時に 6 者に声掛けしたことに対し、応札を辞退した業者からの辞退届の有無について質問があり、六ヶ所核融合研究所から、業者からは辞退届の提出はなく、応札しなかった旨の回答があった。

・委員から、一者応札対応として、業者への声掛けの提言があり、六ヶ所核融合研究所から、声掛けはするものの、実績が出来上がっており、新しい者が参入し一から始めること、またノウハウ等の関係から応札は難しいのではないかとの回答があった。

・委員から、本契約が半期に分かれている理由について質問があり、六ヶ所核融合研究所から、作業工程で年に 1 回定期点検があるため、二つの契約となっている旨の回答があった。

・委員から、本契約を随意契約とする可能性ついて確認があり、六ヶ所核融合研究所から、本契約の予算が補助金のため、随意契約を採用することは難しい旨の回答があった。

(4) 平成 30 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

事務局から、資料 6 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する平成 30 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

・委員から、2.(3)の「事務用パソコンの一括調達」と「他の法人の調達成功事例」

の関係について質問があり、事務局から、「他の法人の調達成功事例」とは、以前研究開発法人が会合を持って契約に関するベストプラクティスについての検討成果として活用している法人間の納入実績等のデータベースである旨、また、「事務用パソコンの一括調達」とそのデータベースは別の話である旨の回答があった。

4. その他

事務局から、次回第 7 回契約監視委員会は来年 5 月か 6 月頃に開催し、その際平成 30 年度下期の随意契約及び一者応札の事後点検、平成 30 年度調達等合理化計画の自己評価の点検及び来年度の調達等合理化計画の点検等を議題としたい旨の説明があった。

以上